

双日株式会社

農林事業・地域開発部

部長 宮所 拓自 様

全国木材チップ工業連合会

会長 佐合 隆治



発電利用に供する木質バイオマスに係る第三者監査報告書

1. 監査概要

認証機関名 : 全国木材チップ工業連合会

監査対象組織名 : 双日株式会社

監査種別 : 初回

監査日・場所 : 2026 年 5 月 7 日 (木)・双日株式会社 (東京都千代田区)

監査員名 : 大迫敏裕 (専務理事/発電利用に供する木質バイオマス証明に係る事業者認定に関する審査委員)

前川洋平 (理事/発電利用に供する木質バイオマス証明に係る事業者認定に関する審査委員)

2. 監査の目的と範囲

目的 : FIT/FIP 制度を活用する木質バイオマス発電事業所向けに供給される輸入木質バイオマスの合法性・持続可能性を担保するために、林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」別表第 3 表 (2) で示されている持続可能性 (合法性) に関する項目への対応状況を監査し、申請者が取り扱う木質バイオマスの適合性を評価することを目的とする。

範囲 : 2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日の間に調達する木質ペレット 5 ルート (① A 国における B 社、② C 国における D 社、③ E 国における F 社、④ G 国における H 社、⑤ I 国における J 社)

評価項目 :

項目		評価基準 (第 35 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 1, p 42 を参考に作成)	具体的な指標 (第 34 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 2, p 21-41 で評価された FSC 管理材の基準を参考に作成)
環境	土地利用変化への配慮	一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域を開発していないこと	○適当な規模で行われている森林管理活動がエコリージョンレベルで重要な HCV を脅威にさらしていない。組織は、まずエコリージョンレベルでいずれかの HCV が脅威にさらされていないかを評価しなければならない。エ

項目	評価基準 (第 35 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 1, p 42 を参考に作成)	具体的な指標 (第 34 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 2, p 21-41 で評価された FSC 管理材の基準を参考に作成)
		コリージョンレベルで脅威に晒されている HCV がある場合、組織は供給地域レベルでどのように森林管理活動がこれら HCV と関係しているのかを評価しなければならない。本カテゴリーのリスクアセスメントのためにはエコリージョンレベルで重要な HCV の特定が必要である。原生林景観に関して、公共の安全保証のための火災対策または火災予防活動は最小限のかく乱伴う経済活動とは考えない。本指標に関して低リスクは次のように示すことができる。 a) 原材料が指定されたいずれの地図で示されている HCV から産出されていない。 b) 供給地域にはエコリージョンレベルで重要な HCV が存在しないことが、供給地域/供給区域レベルの独立した検証可能な情報 (NGO の報告書、環境影響評価等) により示されている。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ 3 の 3.1
	土壌を保護すること	○組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」(表 A) を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ 1 の 1.1a ○多面的機能の特定及び/または保護に関する国内及び地域の法律と規制。これには伐採に関するもの、伐採の影響を受けるもの、許容できる土壌へのダメージ、緩衝帯の設定伐採地の残存木の維持、伐採時期の季節的制限、林業機械に対する環境要求、農薬やその他の化学薬品の使用、生物多様性の保全、空気の質、水質の保護と復元、娯楽設備の管理運営、林業以外の目的のインフラ整備、鉱物探査及

項目	評価基準 (第 35 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 1, p 42 を参考に作成)	具体的な指標 (第 34 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 2, p 21-41 で評価された FSC 管理材の基準を参考に作成)
		び探鉱が含まれるが、これらに限られるものではない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ 1 の表 A3.3
温室効果ガス等の排出・汚染削減	温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること	○組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」(表 A) を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ 1 の 1.1a ○多面的機能の特定及び/または保護に関する国内及び地域の法律と規制。これには伐採に関するもの、伐採の影響を受けるもの、許容できない土壌へのダメージ、バッファークロンの設定、伐採地の残存木の維持、伐採時期の季節的制限、林業機械に対する環境要求、農薬やその他の化学薬品の使用、生物多様性の保全、空気の質、水質の保護と復元、娯楽設備の管理運営、林業以外の目的のインフラ整備、鉱物探査及び探鉱が含まれるが、これらに限られるものではない ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の表 A3.3 ※汚染削減に関する指標として記載
生物多様性の保全	希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること	○強力な保護システム（効果的な保護地区や法令）が整備されていて、エコリージョンにおける HCV の存続を保証している。本指標に関して低リスクは、次のように示すことができる。 a)HCV を保護する強力なシステムが整備されている。強力な定義は、国の法律執行の有効性によって判断されなければならない。世界銀行の「法の支配」指数が 75%以上である場合に、強力と判断できる。

項目		評価基準 (第 35 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 1, p 42 を参考に作成)	具体的な指標 (第 34 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 2, p 21-41 で評価された FSC 管理材の基準を参考に作成)
			b)評価対象供給地域の国/地域の利害関係者から大きく支持されている。 c)森林管理者が、評価対象供給地域の国/地域の環境関連の利害関係者と供給区域レベルでの HCV 保護方法について合意している。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 管理木材カテゴリ 3 の 3.2
社会・労働	土地所有権の確保	事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること	○組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」(表 A) を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の 1.1a ○森林伐採活動に関する慣習的な権利に関する法令。これには利益配分や先住民族の権利が含まれる。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の表 A の 4.1 ○伐採施業を担う組織への森林管理権と慣習的な権利の移譲に伴う「自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) を含む法令。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の表 A の 4.1
	児童労働・強制労働の排除	児童労働及び強制労働がないことを証明すること	○対象地域の森林において児童労働または ILO 労働における基本的原則及び権利の侵害が起こっているという証拠がない ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 2 の 2.3 ○対象供給地域の森林において、先住民族や種族民に関する ILO 規約大 169 号の侵害が起こっているという証拠がない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 2 の 2.5
	業務上の健康・安全の確保	労働者の健康と安全を確保すること	
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること	

項目		評価基準 (第 35 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 1, p 42 を参考に作成)	具体的な指標 (第 34 回バイオマス持続可能性 WG, 資料 2, p 21-41 で評価された FSC 管理材の基準を参考に作成)
ガバナンス	法令遵守 (日本国内外)	原料若しくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること	○組織は「適用可能な法律、規則、批准した国際条約に関する最低限のリスト」(表 A) を用いて、評価対象の供給地域の伐採に関する法律を特定しなければならない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の 1.1a ○供給地域において伐採及び木材購入の合法性を示す証拠がある。これには例えばライセンス及び伐採許可発行に関する強固で効果的なシステムが含まれる。 ◇FSCSTD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の 1.2 ○供給地域における違法伐採の証拠または報告がないか、ほとんどない。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の管理木材カテゴリ 1 の 1.3
	情報公開	認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること	○組織は、自身の DDS の概要を文書で認証機関に対して提示しなければならない。 注: これらの情報は FSC データベース上で公開される認証機関の報告書の公開用概要に含まれる。 ◇FSC-STD-40-005 V3-1 の 6.1
サプライチェーン上の分別管理の担保		発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること	○FSC の表示 (claim) は、投入される原料と管理システムに応じて以下のとおり分類される。 ・ FSC 100% ・ FSC Mix x% ・ FSC Recycled x% ・ FSC Mix Credit ・ FSC Recycled Credit ・ FSC Controlled Wood ◇FSC-STD-40-004 V3-1 の 2.4 および 5.1

3. 監査実施内容

実施状況 (該当するものすべてに○)	実施内容	備考
○	文書審査	
	現場視察	
○	従業員への聞き取り	
	その他	

4. 監査結果・不適合事項

監査結果 (該当する一つに○)	判断基準	備考
○	適合	規格の要求事項を満たしている
	重大な不適合	根本的な問題。認証発行/維持が不可
	軽微な不適合	一時的な問題。是正措置計画が必要
	観察事項	将来的な不適合につながる可能性のある箇所

5. 是正措置

なし

6. 結論と勧告

- 結論 : 当該燃料に係る「輸入木質バイオマスの持続可能性基準等」を満たすと判断する
- 勧告 (コメント) : 双日株式会社においては、同社独自の「木材調達方針」の策定および定期デュー・ディリジェンス (年次調査) の実施、取り組み状況の公表を行っている。申請のあったサプライチェーンは、取引実績があること、過去の取引においても相手先事業体の森林認証制度への準拠ならびに当該燃料の適合性を確認している。また、証票にて FSC-CW であることの確認ができています。
- 有効期間 : 2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日 (1 年間)
- 遵守事項 : ・ 第三者監査報告書を要する証明行為を要する事案が生じた際、当連合会に対し船積み前の事前連絡と荷積み確定後の証票提出を確約すること
 ・ 本書は申請者が当連合会から事業者認定を取得していることが前提であり、有効期間内に認定期間が満了する場合は、更新手続きを行うことを確約すること
 ・ 継続して第三者監査報告書を希望する場合は有効期間が満了する日以前、それ以外の場合は有効期間満了後すみやかに、当連合会による往査 (この場合の旅費は申請者が負担) に対応すること

7. 署名欄

監査員：大迫敏裕

大迫敏裕

監査員：前川洋平

前川洋平